

一般社団法人三重県作業療法士会

旅 費 規 程

平成25年 2月8日

平成28年12月9日

平成29年 4月7日

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会（以下「本会」という）の会員が、公務のために旅行する場合の旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 本会の会員が理事会及び事務局、部、委員会、地区ブロックの会議等に出席した場合、又は本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

2. 本会他部署、他団体及び他の民間会社等の会議等が同日若しくは同日に前後して行われ、同一の旅行に対して本会他部署、他団体及び他の民間会社等から旅費が支給される場合は、旅費を支給しない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅行先が県外の場合、その旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）を支給する。但し宿泊料は、別表1に定めた基準を上限とした実費を支給する。

2. 旅行先が県内の場合、その旅費については別表2に定めた基準に基づき、その金額を支給する。
3. 旅行先が国外の場合の旅費支給額は、その都度理事会が決定する。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、平成25年2月8日から施行する。
2. この規程は、平成28年12月9日から一部改正により施行する。
3. この規程は、平成29年4月7日から一部改正により施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

宿泊料（一泊につき）

甲地方	乙地方
特別区（東京 23 区）および政令指定都市	甲地方以外の地域
11,000 円	10,000 円

政令指定都市（※）：

札幌市（北海道）、川崎市（神奈川県）、名古屋市（愛知県）、岡山市（岡山県）、
 仙台市（宮城県）、相模原市（神奈川県）、京都市（京都府）、広島市（広島県）、
 さいたま市（埼玉県）、新潟市（新潟県）、大阪市（大阪府）、北九州市（福岡県）、
 千葉市（千葉県）、静岡市（静岡県）、堺市（大阪府）、福岡市（福岡県）、
 横浜市（神奈川県）、浜松市（静岡県）、神戸市（兵庫県）、熊本市（熊本県）

※平成 28 年 12 月 9 日現在

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

県内の旅費支給基準

移動距離 （原則勤務地と旅行先の往復を基準とする）	往復合計支給額
同一区域内移動	500 円
隣接区域間移動	1,000 円
北勢区域⇔南勢 A 区域間 中勢区域⇔南勢 B 区域間	2,000 円
北勢区域⇔南勢 B 区域間	3,000 円

《県内旅費支給基準区域の内訳》

北勢区域	いなべ市 桑名市 東員町 木曾岬町 四日市市 菰野町 朝日町 川越町 鈴鹿市 亀山市
中勢区域	津市 伊賀市 名張市
南勢 A 区域	松阪市 明和町 多気町 大台町 大紀町 伊勢市 鳥羽市 志摩市 玉城町 南伊勢町 度会町
南勢 B 区域	尾鷲市 熊野市 紀北町 御浜町 紀宝町